

庁達第6号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市請負工事検査規程（平成5年庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月18日

堺市長 永 藤 英 機

第4条第1項ただし書及び第2項第1号中「2,500,000円」を「4,000,000円」に、「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この庁達は、令和7年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この庁達による改正後の第4条の規定は、令和7年10月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。